

平成25年第4回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成25年12月10日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成25年12月10日（火曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第56号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第2 議案第57号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第3 議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第59号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第60号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第61号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第62号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第63号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第64号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第65号 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第66号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第67号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第68号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 請願第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第16 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号
- 日程第2 議案第57号
- 日程第3 議案第58号
- 日程第4 議案第59号
- 日程第5 議案第60号
- 日程第6 議案第61号
- 日程第7 議案第62号
- 日程第8 議案第63号
- 日程第9 議案第64号
- 日程第10 議案第65号
- 日程第11 議案第66号
- 日程第12 議案第67号
- 日程第13 議案第68号
- 日程第14 諮問第1号
- 日程第15 請願第6号
- 日程第16 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

厚生文教常任委員長から、委員会審査報告書が提出されております。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第56号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第56号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり承認されました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第57号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第57号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり承認されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

7番白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） ここでよろしいんですか。

○議長（井原正光君） 質疑は……。

○7番（白旗 修君） それでは……（発言する者あり）ああ、そう、こっち……（「自席でいいんだ」と呼ぶ者あり）マイクの関係上こっち側で質問いたします。

この議案は、現在のまちづくり推進課を企画財政課に統合するというのが骨子でございます。それで、説明も資料として私たちは見ておりますが、その説明の参考資料として配られている2分の2ページに、現在は企画財政課とまちづくり推進課がありまして、そのまちづくり推進課の役割といたしまして、業務といたしまして、（1）まちづくりの総合調整に関する事、（2）まちづくりの活動支援に関する事、（3）企業誘致に関する事となっております。これが新しい設置案では、まちづくり推進課がなくなって、かわりに企画財政課に（10）として、まちづくりに関する事、（11）企業誘致に関する事となっておりますが、旧条例のまちづくりの総合調整、あるいはまちづくりの活動支援といったより具体的な文言が消えてしまって、まちづくりに関する事となっているわけですが、これはどうしてこうなったのかをご説明ください。

○議長（井原正光君） 説明を求めます。

師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 特に具体的にまちづくり推進課のときには、その業務内容が入っていたということでございますが、この総合調整また活動支援に関する事等をまちづくりに関する事ということで一体にしたということでございます。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、質問させていただきます。

提案理由といたしまして、まちづくり推進課が当初の目標を達したという提案理由ありますが、ここで、ひとつ私はお尋ねしたいと思います。

これまで推進課でやってきた事業、主なものをちょっとお願いします。それで、その中で既に事業が終わったもの、そちらのほうもお願いしたい。それで、また事業として今後もしやらなくてはならない事業、これはあると思いますが、それは私のほうから後で質疑をさせていただきます。あと、もう一つ、まちづくり推進課、これ企画財政課の中に入った場合、推進協議会はどうなるのか。それと、企画財政課に入れたとき、専門の職員は置いておくのか。それだけお願いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） それでは、お答えいたします。

提案理由にもありますように土地利用の関係で、旧利根中、それから、旧布川小、それと、立木の6.2ヘクタール、そういった土地利活用が終わったということで、一定の事業が終了したということでございます。それで、とねっと、あるいは空き家バンク事業、こう

いったものは継続して今後やっていかなければならないものでございます。

それから、企画財政課に入ってまちづくり推進係ということで新たに係を専門に置きますので、先ほど言いましたまちづくりに関する事、あるいは企業誘致に関する事等、それから、推進協議会等は、その専門の係が担当することになると思います。

○11番（若泉昌寿君） 協議会はそのまま存続するのか。協議会は廃止するのか。

○総務課長（師岡昌巳君） いや、存続いたします。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） ただいまの答弁によりますと、成果といいますと、利根中のウェルネス大学、それから、太陽光発電、それから、空き家バンク等、確かにこれはそれなりの成果は上がっていると思います。ただ空き家バンクを申しますと、まだこれからです。それと、まだ今後事業としてやらなくちゃいけないことはたくさんあると思うんです、まちづくり推進課で。特に利根町、財政的に見てもこれからどんどん厳しくなるような、そういう状況でございます。特にニュータウン前の20ヘクタールの土地、あの土地はどうするのか。そういうことが大きな課題となってくるのではないかなと、私は、そのように考えております。

それでは、まちづくり推進課、今は高野課長が中心としてこれまで一生懸命やってきましたが、今度、企画財政課に入った場合は専門職は置くといっていますが、課長はいないわけです。課長は、要するに企画財政課の課長1人なんです。その中に、ただ専門職を置くということであって、そうなりますと力の入れ方がこれは違ってくると思うんです。ですから、私は、その辺も考えますと、このまちづくり推進課としてはこれから幅広くまだやっていかなければいけない、そういう状況の中で今これをなくすというのは、私は、ちょっとどうしても腑に落ちないのかなと、そういう考えでおります。

ですから、これからほかのいろいろな事業をやらなくてはいけないんですが、その点、専門職は置くといっていますが、今までのまちづくり推進課という課があって、課長がいて、職員がいて、そういう状況でやっていくのと、それから、今度なくなった場合、まだなくなっていないけれども、なくなった場合は、専門職1人置くのか、2人置くのか。恐らく1人だとは思いますが、それで、今までまちづくり推進課があったときと同じように事業としてこれからやっていけるのか、その辺をお伺いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 企画財政課に入った場合に今までどおりやっていけるのかということですが、職員、まだ何名置くかわかりませんが、その係の中でしっかりとやっていただきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 最後になりましたが、このまちづくり推進課をなくするという考えは、これは恐らく町長だと思いますが、庁議を開きましたよね。その中で、課長の皆

さんのご意見とかなんか、そういうことは聞いているのか、また、課長の皆さんがどのような意見というか、発言とか、そういうのあったのか、ないのか、その辺もお伺いして、私、終わります。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

まちづくり推進課を置いた大きな目的というのは、先ほど師岡課長のほうからありましたように、利根中の跡地、それと、布川小学校跡地、東文間小学校跡地、立木の町有地約6ヘクタール、これをやはり最大の視点として置いて、これを何とか活用したいということで、ご存じのとおり利根中跡地と布川小学校の跡地には日本ウェルネススポーツ大学を誘致することができました。それで、立木地区にあります6ヘクタールには、2.8メガのメガソーラーを来年1月、あと1カ月ちょいで稼働するということが竣工式の日程も決まりました。あと、ただ一つ、東文間小学校の跡地だけがまだ決定していないということで、あとは、ほぼ目途がついたということでございます。

今後は、まちづくりをしないということではございませんので、まちづくりをするに当たって、いろいろなことをやっていかなければならないと思っておりますが、その大きな目的を達成した以上、企画財政課にまちづくり推進係を置いて今後対応していける状況であると、そのように考えた次第です。

それと、庁議で各課長さんから、まちづくり推進課を廃止することについて何ら反対意見は出ませんでした。

○議長（井原正光君） 6番坂本啓次議員。

○6番（坂本啓次君） 今の内容の関連のことで質疑いたしますが、今町長が言われた土地利用に関しては大分の成果が出たというのは私どもも承知しておりますが、まちづくり委員会の中に土地利活用という町民の方の諮問機関みたいのがありました。あれ自体の人数等を今ちょっと聞きたいんですけども、それを今まだまちづくりが廃止されたわけじゃないから、今、土地利活用の委員という方がおられると思っておりますが、それ何名ほどいたか。それ、ちょっとお伺いします。

○議長（井原正光君） 説明を求めます。

高野まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高野光司君） 議員さんを含めて27名の方であります。また、幹事会として10名の課長が構成員としてなっております。

○議長（井原正光君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） そうすると、その27名の方の利活用のメインの方は、これ廃止になるとやっぱりそれは解散という形になるんですか。存続するとは言ったんですけども、じゃ、どういう名目とか、そういう形はどういう……同じ形で存続するのか。それだけ、ちょっとお伺いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） その件につきましては、まちづくり推進課長のほうから説明させていただきます。

○議長（井原正光君） 高野まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高野光司君） 土地利活用協議会につきましては要綱を定めておりまして、その要綱には、議員何名だとか、学識経験者、住民代表という形で要綱がありますので、要綱を今廃止する計画はありませんし、引き続き企画財政課においても、まだ仕事が残っておりますので、東文間の旧小学校につきましても、今、利活用を募集してPRしているということでありますので、引き続き東文間小学校の利活用についても利活用協議会の中で審議していただくということは、これは変わっておりません。

また、利根中の第1グラウンドにつきましても提案ありましたので、それについても、ご意見をいただきながら、大学と連携を図りながら、活性化に努めていきたいと。それが趣旨でございますので、引き続き利活用協議会は存続するというご理解いただきたいと思えます。

○議長（井原正光君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 利活用が残ると、今までどおりと同じということは、企画財政課に入っても、今までどおり諮問機関という形で意見等を聞き入れながら町の運営を図っていくということは、そのまま残るということですよ。それを聞いて安心しました。

ただ、私の心配するのは、やはり行政の課長方、いろいろまちづくりということに関しては、いろいろこの利根町を発展させようということいろいろ考えていると思うんです。ただ、やはり一般の町民の方にも、やっぱりそういう考えの人がいっぱいいます。そういう人の意見もどんどん取り入れるような形で、それがなくなっちゃうのは困ったなと思ったんで、もし残れば、それで安心しました。

ただ、私、今度は区長を今やっていて、区長会という中でも、そういうまちづくりに関してかなり区長の方の一人一人の意見も聞いても、やはり雑用ばかりやらされているんだなんていう話が出ていますので、やはり雑用ばかりやらせるような区長でなくて、やはり区長になったからには、やはり自分の区の今後をどうしたらいいだろうという話も出ると思うんです。だから、私は、まちづくりの中に自治会長さんだとか我々区長さんだとかの意見も取り入れられるようなシステムがあったらいいかなと思ったんです。でないと、自治会長さんなんかの意見を聞いてみますと、やはり何か雑用だけで終わっちゃって何てことないななんていう人もいました。だから、そういうことのないように、まちづくりの中にやはり区長さんの意見等も入れるような、そういう組織の組み入れられるようなことを今後やってもらいたいと思うんだけど、その点に関して、町長、どう思いますか。私はこれで終わりますけれども、町長の意見だけ聞きたいと思えます。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

まちづくり推進課というのは、先ほど若泉議員の質疑に答弁したように、町有地また学校跡地、これをいかに活用していくかと、これが最大の目標だった。そのほかにも各課で、まちづくりについてはそれぞれ各課の担当でやっておりますので、ひとつ例を挙げれば、例えば中学校3年生まで年次計画で24年度までに医療費の無料化をしたとか、それと、そのほかにも生涯学習課、各課で、いろいろなまちづくりに関してはその課の担当としてやっているんで、それは今までと変わりませんので。ただ冒頭に申し上げましたとおり、大きな目標は、東文間小学校跡地、それと、今、高野課長言ったように利根中跡地の第1グラウンド、これを残してほぼ目標を達成したということでもありますので、まちづくりに関しては、まちづくり推進課ばかりでまちづくりをするわけじゃございませんので、各課で、まちづくりについての担当している課で、それぞれまちづくりはこれからも進めていきますので、まちづくり推進課が企画財政課に編入になってまちづくり係になっても何ら問題はないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 5番守谷貞明議員。

○5番（守谷貞明君） 私は一般質問でも言及したんですが、利根町の最大の問題というのは、毎年人口が減っていく、それから、高齢化がどんどん進んでいく、税金が毎年減っていく、子供も減っていく、いわゆる四重苦。これ利根町だけじゃなくて、日本のほとんどの地方自治体がこの四重苦にあえいでいる。その中で今回まちづくり推進課が、もう使命が終わったから企画財政に吸収合併というんですか、企画財政の中で課としてやっていると、それはそれでいいでしょう。だけれども、一番問題なのは、利根町がまちづくりでやっているのは各課がばらばら。例えば空き家バンク、これは空き家バンクだけでやっている単独の事業。それから、福祉、子育て支援、これも福祉のほうで、第2子50万円、第3子100万円やっています。今度、第3子の中学校給食がただになります、来年度かな。そう町長おっしゃっている。そういうものが有機的にまちづくりとして連携プレーをしていないんです、みんなばらばらの。

私は、この間の一般質問で言いました。こういうのを全部セットにしなきゃだめなんです。例えば利根町で一番大事なことは、僕に言わせれば子育て世代。首都圏で高い家賃払ってひいひい言いながら頑張っている、みんな苦労して頑張っている人たちいっぱいいます。その人たちに、通勤時間はちょっとかかるけれども、1時間半ぐらいかかるけれども、非常に優良な自然と居住環境があります。光と緑と水にあふれている。そして、子育て支援も非常に手厚くやっています。50万円、100万円と出ます。そういうものがセットで行われていない、ばらばらになっている。ここが非常に大きな問題なんです。

今度、企画財政にまちづくり推進係というのができたとして、そういうふうに有機的に、居住環境がすばらしい、自然も美しい、それから、家賃、家を買うにも都心の半分以下で買えるんです、自分の財産になるんです。そういう宣伝もしながら、子育て支援もこんな

にしています。どうか利根町に来てくださいなんていう、そういうPRも何もしていません。ばらばらなの。この間の質問のときも、やっていますと。やっても、都心で子育てする人たちがそれを知らなければやらないのと同じなんです。何でそれを有機的にやろうとしないのか。そして、今回それがなくなっちゃうと、どこがそういうことをやるんですか。

僕は一番大事なのは、町長にお話ししたいのは、こういうことを連携してやってください、セットで。居住環境がすごくいい、家も家賃もうんと安い、都心の半分ぐらいで買える、住めます。自然はすごい、子育てもやっています。そして、今度、教育のほうも、この間も触れたけれども、教育もどんどん充実させて県の中でトップクラスになるんだというような、そういう目標を立てて今まちづくりやっているから、ぜひ利根町に来てくださいというような、全部をまとめて都心で子育てする人たちにお知らせする。こういう一番大事な業務をどこがやるんですか。それをまずお話しして聞かせてください。

○議長（井原正光君） 守谷議員に申し上げますが、今の質疑は、ちょっと質疑の範囲を超えております。ただし、守谷議員のお考えは、この利根町課設置条例の一部改正について今質疑を行っているわけなんですけれども、お手元に配付のとおり課設置条例の中には、町長の権限に属する事務を一つの課じゃできないから分掌させるためにいろいろな課があるというようなことで、これは地方自治法の第158条第1項に、そのように規定されております。それで、今回のこの問題は、まちづくり推進課を企画財政課等に統合するということですから、ちょっと質疑の範囲を超えておりますので、その辺、もう一度、聞きたいのであれば、角度を変えて聞いてください。

守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 今議長からそういう話があったけれども、各課が、それぞれやって、独立して事業をやっているんだということ自体に僕は問題があって、まちづくり推進課なら推進課が、そこが全部吸い上げてそういう要素を全部セットにする、住居環境がいいよと。そういうことを今言っていたわけです。だから、そういうことが可能な課を何で企画財政にして、企画財政の一つの係にして、そういう事業が連携プレー、三つがセットで有機的に動く、教育も、子育ても、住居環境、新しい人に来てくださいと、こういうことが全部一つの課として有機的に、積極的に活動できるような課が存在するほうがいいんじゃないのかなと僕は思って質問した。だから、企画財政の中で、一つの課としてそういうことが可能ですかということで、今議長は、それぞれの課が受け持っているから、それでいいじゃないかみたいな話だったんです。

そうじゃなくて、僕は、この利根町にすごく大事なことは、若い子育て世代をいかにたくさん集めるか、人口減少をストップさせるかが一番重要だと思っているから、そのこと聞いているんです。だから、そういうことができるか。まちづくり推進課じゃなくてもいいんです、別に。どこかの課が全部をまとめて面倒見ることができれば、それでいいんで

す。そういうことを考えているのか、いないのかということなんです。まちづくり推進課を企画財政の中の一つの課にした場合、そういう仕事ができますか。できないとすれば、どういうことを考えているかということをお伺いしたい。そういうことです。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

確かに守谷議員おっしゃるように、縦割り行政と特にいいます。それは極力なくすように、庁議等も通して、いろいろな情報交換をしているところでございます。

ただ、行政というのは各課でそれぞれの業務があります。今回、まちづくり推進課を企画財政に移した、係にした、まちづくり係にしたと。企画の中にあるということは、今までまちづくり推進課でやっていた以上に、企画財政課に移りますんで、そういう意味では、いろいろな範囲が広がったと、まちづくりに関して。私は、そういうふうに解釈をしています。あくまでもまちづくり推進課の場合は、空き家バンク事業を含めて土地利活用等の推進ということでまちづくり推進課を立ち上げた、一つの目玉として。東文間小学校の跡地を残して、ほぼ当初のまちづくり推進課の目的は達成したのかな。それであるならば、企画財政へ移して、そのほうが選択肢が広がるのではないかなと、私はそのように解釈をしております。

○7番（白旗 修君） 議長。今の時間は質疑の時間であって、議員の意見を言う時間ではありませんので、お願いいたします。

○議長（井原正光君） 次に、質疑のある方。

1番石山肖子議員。

○1番（石山肖子君） 私は、町民参加によるまちづくりの推進ということで質問をさせていただきます。

利根町のホームページの中にまちづくり推進課のページがございますが、そこに、その業務の中の4番に、町民公益活動の促進に関すること、5番に、町民との協働事業の促進に関することという町民との関係が含まれた事業が書いてございます。私は、利根町の総合振興計画4期基本計画の57ページに記載されております基本方針を、町民による明るいまちづくり、この中の1番、町民参加によるまちづくりの推進、これが今度の企画財政課にまちづくりの業務が移った場合に残るのかどうか。施策について、四つについてお伺います。地域活動の活性化支援、2番、コミュニケーションの場の提供、3番、町民参画の推進、4番、日本ウェルネススポーツ大学と連携したまちづくり、この四つが、まちづくり推進課が廃止になった後、新しい場で行われるのかどうか。それから、これについての業務評価、これが、議員、それから、町民のほうに提示されるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 基本的に、まちづくり推進課の事業につきましては、現在、

終了した事業以外につきましては、全て企画財政課のほうに移るということでございますので、ただいま言われました四つの項目につきましても、企画財政課のほうに編入をして、そのまま継続して事業を実施するというところでございます。

○議長（井原正光君） よろしいですか。

その他、質疑ございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 私は、反対の立場から討論いたします。

先ほどの質疑の中で複数の方がいろいろ質疑されましたが、坂本議員を除くそのほかの皆さんの心配をされている内容と私の考えは一致しております。一般論として、業務組織の統廃合は業務機能の充実や業務の効率化のための手段として重要であって、必要な場合は果敢に実施すべきものであると思います。しかし、今回のまちづくり推進課を廃止し企画財政課に統合する案は、次の点で問題があり、私は賛成できません。

まちづくり推進課は発足当初から課の役割は、今町長もおっしゃってございましたけれども、町有地の利活用に重点が置かれ、他の業務も行っているとはいえ、課の業務は限定的であったと私は思います。先ほど若泉議員も質問されていましたが、町有地だけがなぜ対象になるのか。民有地は町の所有権がないから口出しできないと考えておられるようですけれども、とんでもない話です。自分の町の中の産業を興す、町を利活用すると、土地を利活用するというのであれば、これは、ほかの国や県や市を見ても首長自身が積極的に売り込みに出かけていっているわけですから、そういう発想がもともと根本から間違っているわけですが、いずれにしても、きょうの答弁にもありましたように、町の土地の利活用、町有地の地活用ということだけが頭にあって、そして、それが一番まちづくり推進課の仕事であると、こういう発想がスタートからあるのは今の答弁でも明らかであります。

そして、他の業務も行っております。先ほどからありますとねっとであるとか空き家バンクとか、そういうこともやっておりますけれども、その業務というのは限定的であります。私は、そういう限定的な考え方でやってはいけない、これはほかの議員の考えと私は通底するのでありますが、私や他の議員が指摘しているように、今必要なのは、産業振興や教育振興、公共交通網の再構築などなど、全庁的に取り組むべきものがあるわけです。これらの課題は、現在のような縦割り組織で少人数の担当者がばらばらに取り組んでいるような状態では解決は困難であります。私は、こういうことを前から町長にも直接お話ししているつもりでおりますが、これを解決するためには、組織横断的なプロジェクト体制

で行うことが必要であります。まちづくり推進課は、そのような取り組みの核となる部署として、これから業務内容やスタッフをむしろ充実させるべきではないかと私は考えます。

また、町の基本計画では住民参加のまちづくりをうたっておりますが、まちづくり推進課が、この面で活動することは多いはずであります。先ほども石山議員からも質問の形でありましたけれども、まちづくり推進課は住民を巻き込んだまちづくりということで大事な役割があるはずでございます。これまでも住民参加の面ではホームページにとねっとを開設するなど、一定の成果を上げておりますが、さらになすべきことは多いと思います。

例えば9月の定例議会の一般質問で私が取り上げた布川台町内会の生活道路問題も、そして、今回の布川地区コミュニティセンターの指定管理者を選定する問題も、住民目線でこの問題に取り組むべきであって、本来は、まちづくり推進課が主体的に扱うべき問題ではないかと私は思います。現在進行中のこの二つの問題も、財産管理、町の財産をどうする、こうするというような、そういう考え。あるいはコスト削減、コミュニティセンターなんかです。そういう観点からのみ処理しようとしているように私は見えます。住民のために何が重要かという視点が大きく欠けていると私は思います。このような反省がないまま企画財政課とまちづくり推進課を単純に統合しても、業務の質がよくなるとは私には全く思えません。組織の役割のあり方を改めて検討して、組織の統廃合は行うべきではないかと思えます。

したがって、私は、この条例案には反対であります。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

11番若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 私も、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど町長、成果が上がったということで、確かに立木のソーラー、また旧利根中の大学、それらは成果が上がっております。しかしながら、推進課の最大の仕事は土地利用、これが推進課の仕事でございます。私、先ほど質疑の中でも言いましたけれども、この利根町、年々高齢化が進み、町民税も少なくなってきました。しかしながら、税収を何とか町として考えていかなければならない。それには、土地利用をしっかりと行って、私、先ほど言いましたけれども、利根ニュータウンの兼松江商が持っている20ヘクタール、あそこを結局何とかしなければいけない。これが、この利根町の最大の課題なのかな、そのように思っています。ただ、利根町の町有地ではありませんからということで何もしいのではなく、やはり企業と町が一体となって何とかしなければいけない。それには、やはりまちづくり推進課、この専門の課を存続させていかなければいけないのかなと思います。

しかし、成果が上がった、上がったとは言っていますが、旧利根中のグラウンドは、ま

だ方向性のみで完全には決まっておりません。また、旧東文間小学校も、まだ決まっておりません。そういうまだ残された課題というものは、たくさんあるわけでございます。それを、推進課をなくした場合、企画財政の中にまちづくりを入れる。それは確かに入るでしょうが、やはり私、先ほど言いましたけれども、一つの専門の課を置くのと、企画財政の中のまちづくり、それでは、やはり力の入れようが全く違ってくると思います。ですから、私は、何としてもこのまちづくり推進課は存続していただきたい。

それと、先ほど質疑の中で、私、聞きました。これは町長の発案だと思いますが、庁議の中で意見等ありましたか。いや何もございませんということでございましたが、課長の皆さんも、この利根町を何とかしなければいけない、そういう考えは一人一人持っているわけでございます。ですから、町長に対しても、自分の意見を述べられるような、しっかりとした意見を述べられるような、今後そういうことも、ぜひともお願いしたいと思いません。

そういう理由から、私は反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決する……（発言する者あり）反対する議員のほうですか。

1番石山肖子議員。

〔1番石山肖子君登壇〕

○1番（石山肖子君） 私は、町民参加によるまちづくりの推進、この重要性を意識した上で、まちづくり推進課の廃止については反対の討論をさせていただきます。

町民参加によるまちづくりの推進において、積極的なコミュニティー参加の促進、それから、交流の場と機会の提供、これにつままして今の状況を見ておきますと、このコミュニティー参加の促進などが推進されているとは思いません。これが新しい課に移された場合に、もっと推進されればよいと思いますけれども、やはり懸念が隠せません。

また、まちづくり推進課という名前ですけれども、このまちづくりという言葉がなくなった場合、町民が生活に根差したことで何か共働して活動したいという場合に、どこの課に問い合わせたらいいのかなと必ず考えるはずで。そのときに、まちづくり推進課という名前が残っていただくことを願うものです。

以上の理由で、私は、このまちづくり推進課の廃止に反対いたします。

○議長（井原正光君） 原案に賛成する議員の発言を許します。

原案に反対する議員の発言を許します。

ありませんね。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第59号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第59号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第60号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第60号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第61号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第61号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第62号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番五十嵐辰雄議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、1点だけ質疑いたします。

予算書のページ15でございますが、その中の款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、19番の負補交で人・農地問題解決推進事業として今度新規に85万3,000円の補正が出ております。この財源でございますが、これ全額特定財源で、国、県の交付金と思えますが、この事業の内容と交付を受ける事業体はどのようなこれから事務事業をするんですか。そのご説明をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） それでは、五十嵐議員さんの質問にお答えします。

85万3,000円を増額補正というようなことで、19番負補交の農地集積協力金でございます。これは、歳入にも計上してございますけれども、人・農地プランに位置づけられました地域の中心経営体の農地の出し手として利用集積の推進に協力した販売農家に対して支援するものでございます。

これは、24年度に作成しました東文間地区内の人・農地プランにかかわる農地集積協力金でございます。農地集積プランの中には経営転換協力金ということと分散錯誤解消協力金と2種類がございます。この今回の中身につきましては、経営転換協力金としまして70万円、分散錯誤解消協力金ということで15万2,500円の合計85万3,000円でございます。今ご指摘ありましたように、全て特財でございます。国のひもつきでございます。

この経営転換協力金でございますけれども、これにつきましては1名の方の……その前に、この経営転換協力金あるいは分散錯誤解消協力金といった農地集積金の中身ですけれども、これは、農家をやっていたんだけど年齢によるリタイヤ等も含めた農家をやめる方、あるいは相続をしたんだけど農家をやめますよといった農家をやめる方で、いわゆる販売農家であった人が農家をやめた場合に、そのやめる方の農地を集積する、連担化するというを目的に、出し手となった販売農家が、いわゆる農地利用集積円滑化事業団体、これ役場にあるわけですけれども、こちらに10年以上の白紙委任、これをした場合に、6年の耕作という条件があるんですけれども、この場合に支給するもので、内容としましては、白紙委任をした農地の要件としましては、0.5ヘクタール以下が30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタール以下が50万円、2ヘクタール以上が70万円と、1回のみので支給になりますけれども、今回は、1の方が2ヘクタール以上ということで、先ほど言った70万円です。

それと、分散錯誤解消協力金という内容につきましては、これは中心経営体が例えば農地を集めて耕作している場合に、その近隣に農地を持っていたときに、その農地を、隣接する農地の所有者が協力した場合に反当5,000円の補助金を支給するものです。今回の15万2,500円につきましては、1の方が約3ヘクタールありました関係から、協力金として

支給をしたく、補助交付申請に伴いまして補正をするものでございます。

それで、この中心となる経営体につきましては、現在、地区内で中心経営となった経営体でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） そうすると、これは特財だから国の交付事業だと思うんですが、町全体に経営体ができただけの場合には、国のほうで永続的にこの事業については補助金、交付金等もあると思うんですが、東文間地区で1経営体だそうでございますが、これから次年度は、文間地区とか、文、布川地区、断続で継続的にあると思うんですが、その農地の集積でございますが、その判定の基準でございますが、耕作者が貸し手から借り手へ集積の範囲でございますが、どの辺の範囲を交付事業の対象となりましようか。その点のあらましをお尋ねします。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 範囲といいますのは、この間も一般質問等でもお話ししてはいますけれども、本町の場合におきましては、それぞれの旧町村単位でそれぞれのプランを作成しては、それぞれの地区のプランを作成してはいますから、その中の地域内での耕地内の集積であれば、その耕地内の集積と、また、プランの中に位置づけされた中心経営体の方が集積するということであれば、交付の対象となるものでございます。

○議長（井原正光君） そのほかございますか。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 1点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

10ページの諸収入、雑入の中の茨城県町村会事業推進交付金300万円が来ておりますが、この中身をちょっとお願いします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

この茨城県町村会事業推進交付金という名目でいただきました交付金については、交付先が、そこに記載してございますとおり茨城県町村会でございますが、町のいろいろな事業に充ててくださいということで、特に定まった事業はございません。どの事業に充ててもよろしいということでいただいたものでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） ちょっと何か使い道が定かでないという、そういうことなんですけど、これは毎年来ているものなんですか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 平成25年度に初めていただいた交付金でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 初めてということでございますが、町としては、まだ結局どの

ような事業に使うかと、それは、まだこれからの話。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 正式には決定しておりませんが、防災関係のほうに充てるということで、担当課の総務課のほうと打ち合わせ中でございます。

○議長（井原正光君） そのほかございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第62号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開を11時15分とします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第63号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第63号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第64号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第65号 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第65号 平成25年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第66号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第66号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第67号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第67号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま利根町固定資産評価審査委員会委員に新たに任命されました鈴木智恵子さんのご挨拶をお願いいたします。

〔固定資産評価審査委員会委員鈴木智恵子君登壇〕

○固定資産評価審査委員会委員（鈴木智恵子君） ただいま固定資産評価審査委員会委員として皆様のご同意をいただきました鈴木智恵子でございます。

私といたしましては、この職務を公平かつ中立的立場に立ち、誠実に全うしたいと考えております。議員の皆様には今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第68号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） このたび布川コミュニティセンター指定管理者ということでございますが、こちらに載っている方は取手の業者になっておりますが、そこで、二、三お伺いしたいと思います。

まず、この利根町町内で結局やりたいという方はいなかったのか、もしいたらどこのか。それから、よく町長申しますが、地場産業育成ということなんですが、やはり結局、

利根町でいる場合は、ぜひとも利根の業者に指定管理者としてやっていただきたいとは私は思っておりますので、ご答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 答弁を求めます。

師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 指定管理者の申請でございますが、3件ございました。そのうち2件が町内でございます。一つは、利根町シルバー人材センター、それと、利根町の人と地域を活性化する研究会と、取手の総合建物サービス株式会社、以上3件でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） ただいまシルバー人材センターと、あと、略して利根研ですか、それと、取手の業者と、3者ということなんですが、現在ここに資料として上がっておりますのは取手の業者ということになっております。それで、その選定方法はどのようにして、結局、取手の業者に決まったのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 指定管理者の選定でございますが、選定につきましては、指定管理者選定委員会設置規程がございまして、それに基づきまして、10月17日に委員会を開催してございます。

その中で、申請書類、各団体等の事業計画書等をもとに、管理運営の基本方針、また、管理態勢、指定管理者の実績があるかどうか、また、収支予算書等の確認を行った上で選定してございます。

また、建物等が今後老朽化していくということで多額の修繕等が見込まれるということもございまして、建物総合運営管理業でありますメンテナンス等にも実績のある総合建物サービス株式会社を選定したということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 値段的なことはどうなのか後でお伺いしますが、今、師岡課長の答弁によりますと、経験豊富と、そういうことです。今までやってきた業者だと思っておりますので、確かに豊富は豊富だと思いますが、最初から誰でも経験豊富な企業という会社おりませんので、できることなら利根町の業者にやっていただきたいな、それが地場産業育成にもつながるのかな、そう思います。値段的な差というか、そういうものはどうなのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 生涯学習課長より説明いたします。

○議長（井原正光君） 石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井博美君） 町内の業者というお話ですが、実は現在も委託業務においてほとんどが町外業者なんで、ともかく、もしもこちらの業者を選定した場合には、

町内の業者ができるものについては町内でやっていただきたいということを申し添えたいと思います。それと、あと、向こうの意向なんです、事務職員についても町内の者を雇いたいという形になっております。

続きまして、どのぐらいの差があったのかということなんです、26年度の計画なんです、3者によります比較ですが、大きいほうから申しますと、今こちらのほうで指定してあります総合建物なんです、46万9,000円減、次の団体が38万5,000円減、最後の団体が5万2,000円減と、この3団体になっております。

○議長（井原正光君） 10番五十嵐辰雄議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 若泉議員に関連して質疑いたしますけれども、今、総合建物に決めた理由ですが、シルバー人材センターとかあるということですが、指定管理者とメンテナンス関係はこれ関係ないと思うんです。建物が老朽化しているので、これからいろいろな修繕とかなんかありますので、そういう老朽建物の実績とかメンテナンス、それから、新規参入。新規参入ということは認めない場合には、業者は新規参入じゃなくて、新規に事業を起こしても、こういったところに入れないと思うんですが、やっぱり地場産業育成とかなんかでシルバー人材というのは、町の高齢化社会で60歳以上の方が、こういうところで職を求めて、汗を流しているいろいろ頑張っていますので、やっぱりそういう点も、指名には十分な配慮も必要と思うんです。ですから、課長、ここで指定管理者に指名する場合ですが、老朽建物の場合は、こういった業者でメンテナンスとか古い建物の修繕とかなんかのノウハウのあるような業者、そういう附帯的な条件をつけるんでしょうか。これからの将来的に条件は関係ないと思うんですけれども、その点を伺います。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 特にメンテナンス等の条件等はつけてございませんが、たまたま、そういうふぐあいがあった場合にすぐに対処できるというような話を聞いてございますので、その辺のところも一つの選定する要因になったということでございます、特別にそれを条件に付したわけではございません。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） そうしますと、この建物の実態をよく知っている方に工事か何かを頼む場合には、これは随契になってしまいます。額によってはよくわからないんですけども、やっぱり今は見積もり合わせとか、あと、指名入札とか、余り内々の修繕とかなんかというのは、社会通年上、余り好ましくないんですが、そういう点を加味して、課長、もう一度、その点のけじめとか交通整理をしっかりとやってもらわないと、この業者も雨漏りしたから直してやろうとか優先的に仕事をもらえるような先入観で仕事を安くすると、そういう懸念もありますけれども、そういう点は、どうお考えでしょうか。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 五十嵐議員、ビルメンテの質問等でございますが、先ほど言

いましたように総合的に勘案しまして、経費削減の点、あるいは指定管理者の実績等、そういったもろもろの総合的なことを考えて検討して選定したということでございますので、これも、ビルメンテにつきましても少々のことでしたらすぐやりますよというような話を業者がしていたということを聞いたものですから、そういったところも安心かなということでお答えしたものでございます。

○議長（井原正光君） 4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） 私は、2点について質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、添付された参考資料の事業計画の中の過去2年の実績と26年度以降3年間の計画の中に、委託料の中に臨時管理業務という項目があります。23年度、24年度は、33万600円、36万4,730円と予算化されておりますが、26年以降は予算化されておられません。その理由と内容を伺いたいと思います。

もう1点は、同じく参考資料の9ページ、安全管理マニュアルの整備とスタッフの配備、研修等の項目の2点目に、普通救命講習受講など、必要な有資格者を常時配置しますという項目がございます。先日も一般質問の中でAED設置についての質問をさせていただきましたところ、町からは、布川地区コミュニティセンターには有資格者が配置されていないという理由と、また、隣の社協には設置してあるということで、今後の検討課題に位置づけていただきました。そこで、この新たな指定管理者の候補に上がっておりますところの必要な有資格者を配置するという点から、この会社に対し、AED設置に対する考え及び意思確認をされているのか。

この2点についてお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井博美君） まず、事業計画のほうなんです、臨時管理業務、これは23年、24年につきましては、町の実績でございます。その中の臨時管理業務というのは、夜、特別、シルバー人材センターさんのほうにお願いしてありますもので、その分がなくなるということになると思います。夜間業務のそれがなくなる。

それと、あと、9ページのAEDの件なんです、当然これは入れていただくというようにしむけたいと思います。

○議長（井原正光君） そのほか質疑ございませんか。

7番白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） この私たちに渡していただいた参考資料には、選定の基準として、審査基準として、業務の内容等に対応できる資力と経験を有するものを選ぶことで、それを審査基準とすると書いてあるわけです。この文面どおりでいくと、この二つが審査の基準であって、ほかはないというふうにも受け取れるんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） 先ほど申し上げましたように、事業計画書等をもとにしまし

て、管理運営の基本方針あるいは管理態勢、その他、ここで言います指定管理者の実績等、その他、収支予算書等、そういったもろもろのことを確認または検討して選定してございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 収支計画などは資力とも関係すると思いますが、それから、この3者が応募しているわけですが、この募集の仕方は、ホームページ等でアナウンスをして、そして、応募の説明は、しっかり3者が同時期に、同じ日に、同じ場所で3者が集まって説明を受けたのか。そして、その資料は文書として、この応募要件が明細に記述されたものを3者に配布してやったのかということをお伺いします。

と申しますのは、そういうことと関連するんですが、この私たちがいただいた資料の一番最後のページに、この取手の業者の収支計画書が出ております。これは、利用料金というのはコミュニティセンターを利用する町民から集める利用料金だと思っておりますが、町から委託料金を一定額支払うはずですが、数百万円かかっているのに、120、その利用料金だけでできないのは当然なわけですが、この計画書には委託の料金が書いていないんです。だから、この収支計画書は不完全だと思います。それはそれとして、3業者に対して委託料金を明示的に明示しになったのかをお伺いします。

○議長（井原正光君） 師岡総務課長。

○総務課長（師岡昌巳君） ただいまのご質問につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

○議長（井原正光君） 石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井博美君） 公募につきましては、当然、3者とも同じような内容で、施設運営計画、事業計画、もろもろ、こういうものをこれだけやりますというような形のものをお渡しして申請のほうに当たっていただいております。

それで、内容的なんですが、先ほど言いましたように、事業計画書に、どういうことで選定するのかという基準がありまして、コミュニティセンターの運営が住民の平等利用を確保することができる団体、また、コミュニティセンターの効用を最大限に発揮させる、そして、管理に係る経費の削減に努められる、あと、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する企業、そういうような形で計画書の中にうたっております。

それと、あと、利用料金であります。利用料金につきましては町が指定する料金以内ということになっておりますので、もしも今回100円となれば100円以内でおさめていただくということになります。

あと、委託料につきましては、この会社につきましては、こちら、委員がおっしゃりましたようにどこに委託料が載っているんだということなんですが、支出の合計から収入を差し引いた金額でやりますという形になっております。だから、計画でいきますと、26年度は498万円ぐらいで行いますと、そして、27年につきましては494万円、それで、28年度

につきましては497万円という形でやらせていただくという業者になっております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 先ほどもお聞きしたことをまだお答えいただいているんですが、3者を同じときに同じ場所に集めて、口頭説明と同じように、同じ文書で提案を求めたのかどうかということがお答えいただけていません。

それと、もう一つ、今の話ですけれども、この業者の場合は、事業収入から利用料金を差し引いた分が委託金として受け取りたいとっているわけですか。そうなんですか。じゃ、業者に、うちは利根町としては、あそこの指定管理者には委託料金としてこれだけでやってください、利用料金としてはこの範囲内になるだろうと、この収入の中で計画を立ててくださいということはいわないで、彼らがつくった事業支出と、それから利用料金の差引きを委託金として支払いますということをしているように聞こえるんですが、どうですか。

○議長（井原正光君） 石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井博美君） まず最初の申請の団体に一括して集めて説明したのかということなんですが、公募された時点で、申請の段階というより、応募をされる何日までにとこのような形で出しまして、そこで、募集要項、運營業務仕様書、維持管理業務仕様書を配布しております。それで、何日から何日の間に申請してくださいよという形で出しております。

その内容ですが、設備の点検内容や点検回数などの記載したものでございます。（発言する者あり）設備の点検内容、あと、点検回数などを記した文面でございます。これは3者とも全部に渡しております。それでもって申請の期間に出してくださいという形で公募いたしました。

それと、収入のほうでございますが、これにつきましては、各団体別々なんですが、この会社につきましては、これの金額で差し引いたものでやると。請け負った業者が何ももうからないんじゃないかということなんですが、この業者につきましては、委託料の中の星印で、ちょっとおかしいんじゃないかなということも気がついたと思うんですが、指定管理料でございます。見ていただければ、事業計画の中に。委託料の一番下のところに星印で書いてあると思うんですが、これが、その業者のもうけで結構ですと。だから、こちらでは10万円、18万円となっておりますが、27年度、これだけ多くの利用者があるだろうという計画で、これだけいただければ十分であるという形でございますので、支出の合計から収入を差し引いた分の委託料で行いますということでございます。

○議長（井原正光君） そのほか質疑ございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

11番若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

この選定理由といたしまして、当館施設の設置目的並びに指定管理者に管理を行わせる目的及び業務の内容等に対応できる資力、経験を有する指定管理者を選定することを審査の基準とし、利根町指定管理者選考委員会は審査した結果、総合建物サービス株式会社、指定管理者の実績もある。当施設の設置目的にある布川地区コミュニティセンターの町民主体による文化振興を図ることを目的で設立した施設を十分に生かせると考えられたことで選定したと、このようにありますが、確かにそうでしょうけれども、私、先ほど言いましたが、総務課長も述べていました。確かにこの会社は長い経験もあり、それから、総合建物もやっておる。ですから、コミュニティセンターは老朽化されて、いつ壊れるとか、そういうことも考えられる。そのときにもすぐに対応できる。そのような理由も述べていましたが、しかしながら、指定管理者は指定管理者、別に考えられると思うんです。建物が老朽化し壊れた、修理を必要とするときには、また利根町の中の業者に直していただくこともできるわけです。ですから、それとこれとは考え方を区別してもよろしいのかなと思います。

それと、町長よく言っていますように、地場産業育成ということで、平成24年度も道路の事業とかなんか、そういうことも町外が約4割いっています。そういうことも考えますと、結局、町長の今までのやり方というのは、決して地場産業育成ということには当てはまっていないのかなというのが私の意見です。ですから、ここで、確かにシルバー人材、それから、利根研、そちらのほうも応募して、経験がない、いろいろな面で選ばれなかったとは思いますが、しかしながら、できることなら、この利根町の業者に決めていただいて、地場育成のためにも、シルバー人材センターでも構わないし、それから、利根研でも結構ですが、そういうことをよく考えた上で、何しろ町内の業者を選んでいただきたかったかなというのが私の意見で、反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 私は、この議案に反対の立場で討論をいたします。

議論に入る前に、指定管理者制度の狙いについて確認をしておきたいと思います。10年前の小泉政権時代に施行されましたこの指定管理者制度導入の狙いは、行政が管理運営する施設やサービスを民間事業者に委託し、その役割の維持向上を図りつつ、コストを削減することにあります。小泉政権時代は財政が危機的状況にあった時代であり、国家財政の建て直しのために行われたその事業の一つでございます。行政コストの削減が最大の眼目

であったことは間違いありません、この制度。しかし、今述べたように住民サービスがそれによって低下することは避け、むしろ将来に向けさらに向上させるということも暗黙の前提になっているということは理解しておきたいと思います。

さて、今回の布川地区コミュニティセンターの指定管理者募集には、利根町内から、利根町シルバー人材センター、そして、ボランティア団体である利根町の人と地域を活性化する研究会、通称利根研の2団体、そして、取手市内から総合建物サービス株式会社の合計3者が応募しております。そして、町は、取手市内の業者を指定した旨の議案を本議会に提出しているわけであります。しかし、選定の狙い、プロセス、結果を見ると、町は、選定のために必要な視点を十分に考慮せず、選定の進め方にも問題があると私は思います。

まず、第1の問題点であります。指定管理の対象である布川地区コミュニティセンターの目的や役割について理解が不足していると思います。町は理解です。布川地区コミュニティセンターの設置目的は、簡単にはしよりますと、町民の自主的な生涯学習の活動の活性化を促すとともに、地区コミュニティの形成と町民主体による文化振興を図るために設置されたとあります。

センターの管理委託の内容は建物施設の維持管理が中心であるとしても、この条文に示されているような地区コミュニティの形成、住民の交流、文化振興といったことも意欲と関心のある、こういうことにも関心のある業者が管理者になるほうがセンターの活用が広がるということになると思います。そのような視点から見れば、他市の業者と地元住民団体とどちらを指定管理者にするのが適切かということとは自明のことではないでしょうか。

第2の問題は、というよりはこれが一番の問題だと思いますが、他市の業者を指定管理者に指定することは、町が町の総合振興計画などで繰り返し述べている誰もが安心して豊かに生活できるまちづくりに反することであります。より具体的には、総合振興計画などでは、退職者などの人材の活用、町民参加のまちづくり、人と触れ合うまちづくりなどを標榜しております。また、定年後の力を地域でとの呼びかけで社会福祉協議会が主催しておりますリスタート講座では、ボランティア精神に富んだ利根町の人たちがたくさん活動をしております。今回応募した利根町の2団体も、そのような人たちの集まりであります。そのような人々の意欲や善意を逆なでするような町の姿勢には、憤りさえ感じざるを得ません。

第3の問題は、今回の指定管理者制度の審査基準にあります。町は選定の審査基準として、委託業務の目的と内容に対応できる事業者の資力と経験を上げております。これは私たちがもらった資料に、そう書いてあります。しかし、事業者の資力の大きさや経験の長さを審査基準にすることは、今回の場合は妥当ではないと思います。確かに一般的には、資力は大きいほうがよいし、経験があるほうもよいといえます。さりながら、布川地区コミュニティセンターの管理を受託する場合、多額の資金を準備する必要もないし、特に難しい技術を必要とすることでもありません。エレベーターの保守などについては一般

に外注をすることであって、指定管理者自身が必ずしもやるわけではないので、そういうことは心配ございません。この点については、地元の2団体も他市の事業者も同様の要件を備えていると私は考えます。したがって、これらの審査基準のみで応募の3者を比較することは妥当ではないと私は思います。したがって、先ほど質問いたしましたけれども、審査基準として明文化されているものは、その2点、資力と経験、もちろんほかのものをプラスして言うておりましたけれども、それが審査基準と書いてある。そして、実際に、そういうような選び方をしている。そういう選び方で選ばれた業者が妥当とは私は思いません。大事なものは、事業への十分な理解と意欲、それに基づく事業計画と収支計画であります。

第4の問題点は、指定管理者を選定するプロセスにあります。その一つは、指定管理者委員会という委員会がこの庁内にはありまして、利根町の役場の中にはありまして、その中には、その構成メンバーとしては、条例でしょうか何かに決まっております。それは、総務課長が委員長で、副委員長が企画財政課長で、普通の委員として福祉課長、経済課長、都市建設課長、生涯学習課長ということになっております。それにプラスして書いてあることは、必要な場合は上記委員以外の委員を加えてもよいと、加えることができると書いてあります。この指定管理者委員会のメンバーになぜまちづくり推進課の課長が入らないのか、これが私は問題があると思います。先ほども述べましたように、まちづくりの重要な拠点としての布川地区コミュニティセンターの利用の方策にかかわる大事な問題であります。住民参加の貴重な機会でもあるので、このまちづくり推進課が中心になってこの問題を、あるいは少なくとも重要な委員会メンバーとして議論をされるべきではなかったかと私は思います。このような委員構成では、案件の性質や内容も勘案した審査が十分に行われたのか大変疑問に思います。

選定プロセスのもう一つの問題は、応募者への提示方法であります。今回の指定管理者募集は、先ほど生涯学習課長にお答えいただきましたが、もうひとつすっきり私にはわかりません。公募方式で行ったとはいえるかもしれませんが、3者を同じ条件を示して説明し、口頭で説明し、文書でも同じことが書いてあると、そして、何日まで提出しろということであればよろしいのですが、ばらばらに説明をして、応募の締め切りは同じですけれども、そういうようなやり方をやっております。したがって、書いてくることがばらばらです。今も申しましたように、この取手の業者の事業計画書は、私の言う意味で、先ほど追加質問したかったんですが、要するに取手の事業者には委託料金が書いていないんです。ほかの2者は、委託料金は自分なりに示しています。大体幾らでしょうということを書いてあります。それも、相談の上、決めていたようですけれども、いずれにしても、コミュニティセンターの収入というのは、町からの維持管理のための委託料金、それプラス利用者の利用料、これが全てなわけです。その大事な委託金が、この業者の収支計画書に入っていないんです。明らかに説明の仕方がばらばらで、そこに決してそういう気はな

かったとしても、恣意的なものが生まれてしまっているのではないかと私は思います。そういった手続が行われていないというふうに私は思います。これでは、先ほどの審査基準の問題もありますが、審査の公平公正さが担保されているのか私はちょっと疑問に思います。

以上の理由から、布川地区コミュニティセンターの管理者として他の市の事業者が望ましいと考える理由は見当たりません。むしろ、住民の住民による元気なまちづくりの一環として、住民の団体がこの管理運営に当たることが適切だと思います。町は、地元住民2団体と改めて協議し、適切な道を再検討していただくことをお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第68号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから本件に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は、古田吉光氏が適任であると答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は、古田吉光氏が適任であると答申することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第15、請願第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願を議題とします。

本件について厚生文教常任委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

今井利和厚生文教常任委員長。

〔厚生文教常任委員会委員長今井利和君登壇〕

○厚生文教常任委員会委員長（今井利和君） 厚生文教常任委員会よりご報告いたします。

平成25年12月3日付で厚生文教常任委員会に付託されました請願第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願であります。

12月6日午後2時30分より厚生文教常任委員会を開会しました。厚生文教常任委員会の全員、花嶋副委員長、五十嵐委員、白旗委員、船川委員、石山委員、そして私、また紹介議員の守谷議員、坂本議員、新井議員、事務局より酒井局長、雑賀氏、飯田氏、井原議長の同席のもと開会されました。

慎重なる審査をいたし、採決の結果、請願第6号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願は、全委員賛成の採択と決しました。

事務調査の内容について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告いたします。

事務調査では、リサイクル優先に偏っていて環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われている現状について、リサイクルの費用について、製品価格への内部化を進めることについて、リユース、リデュースを普及するために2Rの環境を強化し、未来の環境問題に向けてなど、事務調査が行われました。

意見として、2R（リユース、リデュース）には賛成ですが、リサイクルに必要な諸費用のうちの約8割について、リユース瓶類を収集し洗って再使用するよりも、業者は新瓶を製品化したほうが安い。それなりに価格に応分してもらおう。メーカーに負担してもらおうのはコストが高くなる。現実的に誰が2Rに対し負担したらいいのか。住民も負担すべきである。ものづくりは最初から環境に気を配り、価格に上乗せしたほうがよい。外食産業は最低利用率を考えてごみを出さない工夫を、つまり、大量生産、大量消費、大量破棄、大量リサイクルは地球に負荷を与えるばかりです。ごみの削減を。持続可能な社会を図るために、リユース、リデュースを促進し、未来の環境問題に向けて地域全体での取り組み

を目指していかなければならない。各委員、各議員からの意見も尽くされ、反対の意見もなく、審議が終了いたしました。

採決することを諮ったところ、採決することに異議なしの声があり、採決の結果、請願第6号は全員賛成により採択となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第6号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第16、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長並びに特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 次に、組合・企業団議員から組合・企業団議会の報告について報告を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合花嶋美清雄議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員花嶋美清雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（花嶋美清雄君） 平成25年第2回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会が平成25年11月11日に開催されました。

議案第1号は、平成24年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計の歳入歳出決算について、歳入総額が35億6,181万6,326円、歳出総額が22億5,988万9,202円で、歳入歳出差引額は13億192万7,124円となり、翌年度へ繰り越しすべき財源である繰越明許費繰越額6,930万円を差し引いた実質収支額は12億3,262万7,124円となり、単年度収支は11億5,298万8,574円の黒字、実質単年度収支についても11億4,145万3,992円の黒字となっています。

歳入の主な内容は、構成市町の分担金で、収入済額19億5,363万5,000円、前年度と比較して1億3,690万2,000円の減額となっています。使用料及び手数料のうち、ごみ処理手数料の収入済額1億4,948万2,162円、前年度に比較して330万6,837円の増額となっています。内容としましては、事業系ごみで284万4,687円の増額、家庭系ごみで46万2,150円の増額となっています。繰入金については、清掃施設費に3市町分の財政調整基金1,270万円を取り崩して繰り入れています。諸収入では、前年度と比較して12億4,737万5,038円の増額となっております。主な要因は、ごみ処理施設建設談合にかかわる損害賠償金等12億6,138万6,757円が支払われたことによるものであります。また、資源有価物については、売却数量の減少及び市場価格の値下がりにより、前年度と比較して2,700万8,909円の減額となっています。国庫支出金については、循環型社会形成推進交付金として223万3,000円の収入済となっています。

歳出の主な内容については、総務費の一般管理費で、支出済額1億9,825万2,667円となっています。そのうち人件費で1億4,604万3,086円、前年度に比較して175万5,913円の減額となっています。衛生費の清掃施設費で支出済額9億1,369万2,437円、執行率84%とな

っています。そのうち、ごみ処理施設の運転管理及びごみ処理施設保守点検整備業務等の委託料で5億1,762万6,570円、消耗品、光熱水費等の需用費で2億6,952万5,323円と支出の大半を占めています。また、最終処分場費では、放射能汚染廃棄物対策工事を実施したことで、前年度と比較して1,372万8,036円の大幅増額となっています。公債費では、平成8年度債の償還が終了したことにより、前年度と比較して1億3,763万4,169円の減額となっています。

議案第2号は、平成26年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合構成市町の分賦金割合について、平成26年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合構成市町の分賦金については、前年度と同様に、協定書に基づく割合で定めようとするものです。

報告第1号は、専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎地方塵芥処理組合職員の給与の臨時特例に関する条例について）、龍ヶ崎地方塵芥処理組合職員の給与に関する条例は、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例を準用しており、国家公務員の臨時特例法による給与減額支給措置を踏まえ、龍ヶ崎市においては平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与減額支給措置を行うため、当組合においても、龍ヶ崎市と同様、臨時特例を制定したものです。

報告第2号は、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第1号））、補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,719万5,000円を追加し、予算総額を18億1,561万1,000円としたものです。

歳入については、繰越金5,719万5,000円を増額、歳出につきましては、清掃施設費の工事請負費で、2号ボイラー第1放射室水管壁整備工事を行うため4,419万5,000円を増額、また、公債費では、平成24年度において組合債元金繰上償還を予定しましたが、償還がなくなり、平成25年度分で1,300万円の不足が生ずるために増額計上したものです。

報告第3号は、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第2号））、補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億5,135万9,000円を追加し、予算総額を29億6,697万円としたものです。

歳入については、繰越金で11億5,135万9,000円を増額、歳出については、総務費の一般管理費へ同額を充当し、ごみ処理施設建設談合にかかわる損害賠償金等を構成市町へ返還するための予算措置を行ったものです。

報告は以上です。

○議長（井原正光君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合坂本啓次議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議員坂本啓次君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議員（坂本啓次君） それでは、龍ヶ崎地方衛生組合の報告を行います。

2点ほどありますので、よろしくお願ひいたします。日付の順に報告したいと思います。

龍ヶ崎地方衛生組合は、去る10月9日、10日、2日間で高知県土佐市にある仁淀川下流

衛生事務組合の施設の視察に行っていました。

当施設は、龍ヶ崎地方衛生組合よりは小規模でありましたが、周辺地域と融合のため収集車両のにおい対策として、車両の脱臭装置を平成21年から5年間で全ての車両に水洗プラスチック活性炭2種類方式の脱臭装置を導入することとしているそうです。その装置に対しては参加者議員の関心が一番あり、質問等が多く出され、活発な会議がありました。

早速、龍ヶ崎地方衛生組合の定例会でも、脱臭装置の件について一般質問があり、関心の強いことでありました。その後の懇親会の中でも、阿見市長から、ぜひ阿見では取り入れたいという話がありました。利根町の場合は幸いに、羽中地区、福木地区、中谷地区において、においの犠牲となりまして浄化センターがございまして。その結果、利根町は80何%の浄化センターの利用されていますので、バキュームカーの台数が少なく、それで、町民からの苦情もほとんどないみたいなので、幸いだと思っておりました。

続きまして、定例会の報告をします。

龍ヶ崎地方衛生組合の平成24年度一般会計歳入歳出決算について、去る平成25年10月28日、定例会が開かれ、歳入合計9億796万4,994円で、歳出合計8億9,845万15円でありました。歳入歳出差引額951万4,979円でありましたとの報告があり、同時に監査委員から、地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項の規定に基づき、審査に付された平成24年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況を審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成されており、予算の執行状況についても総じて適正であると認められたとの報告がありました。

○議長（井原正光君） 次に、茨城県南水道企業団五十嵐辰雄議員。

〔茨城県南水道企業団議員五十嵐辰雄君登壇〕

○茨城県南水道企業団議員（五十嵐辰雄君） 茨城県南水道企業団議員及び正副企業長視察研修について報告いたします。

視察日は、平成25年11月7日、8日です。視察先は、11月7日は、松本市上下水道局です。11月8日は、松本市笹賀に立地する株式会社日邦バルブです。

それでは、11月7日について報告いたします。

松本市上下水道局を訪問し、次のような内容について研修、調査をいたしました。

研修事項について申し上げます。

まず、1番、事業の概要でございますが、県南水道企業団の事業と松本市水道事業を比較検討し、業務の効率化について意見を交換しました。松本市水道事業は、大正9年12月に創設しております。平成17年から平成22年にかけて1町2村が合併され、計画給水人口は25万1,900人、1日最大給水量は13万6,900立方メートルでございます。このほかに松本市行政区内には11の簡易水道事業があります。これを平成27年4月に合併の予定でございます。

2番としまして、民間委託及び経費の削減でございますが、民間委託可能なものは極力

民間業者に委託し、経費の縮減を図っています。

3番ですが、有収率向上についてでございますが、老朽管の布設替え工事、鉛給水管の計画的な取りかえ。

4番ですが、水道管路耐震化及び石綿セメント管更新状況でございますが、水道管路耐震化については、松本地区においては、昭和52年度から施工し、現在、第7次配水管改良事業を実施しています。

5番でございますが、各種災害や事故時における体制でございますが、地元の水道事業協同組合とも、地震、風水害、その他の災害時における応急措置の協定を平成13年8月に締結しております。

続いて、11月8日でございますが、株式会社日邦バルブの本社工場を視察いたしました。

この工場は、ISO9001の認証を取得した企業でございます。各種のバルブの専門メーカーで、県南水道企業団にも納入実績があります。生産工場を視察し、一貫した自社生産体制のもと、高品質、省力化、迅速性を追求し、多品種少量生産、即納体制をとっております。工場内では、設計、製造、検査、出荷等に及ぶ一連の品質管理体制を視察いたしました。多品種少量生産ですので、欠品のないように常時在庫管理を行っております。

なお、危険ゼロを目指し、労働安全衛生にも徹底しています。

以上で、ご報告を終わります。

○議長（井原正光君） 組合・企業団議員からの報告が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、平成25年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月3日から本日までの8日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました案件全てにつきまして、原案のとおり可決並びに承認をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中ではありますが、4日から6日までの一般質問、また、議案審議の過程で議員の皆様方からいただきましたご意見やご提言につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

昨今、景気は一部に懸念材料があるものの、着実に上向いてきていると認識をしておりますが、現実的な地方への影響や反映はこれからであり、厳しい状況は今後も続くと考えております。現在、平成26年度の予算編成を行っているところでございますが、今後も引き続き国や県、そして、関係機関等からの情報入手に努めながら、また、費用対効果を十分見きわめながら、きめ細かな行政サービスができるよう、鋭意、誠意、努力してまいり

たいと考えております。

今後も引き続き議員の皆様方には、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、今定例会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成25年第4回利根町議会定例会を閉会とします。

なお、平成26年第1回定例会は、平成26年3月4日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後零時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 坂本啓次

署名議員 白旗修